

議案第30号

読谷村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

読谷村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条及び第10条」を「及び第9条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實